

「今後の有害大気汚染物質の健康リスク評価のあり方について」（改定案）の概要

本専門委員会では、「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について」（第七次答申）で「環境目標値の一つとして、指針値を設定すること」とされたことを受け、有害大気汚染物質の健康リスク評価手法等に関する検討を重ね、第七次答申において指針値設定のためのガイドライン「今後の有害大気汚染物質の健康リスク評価のあり方について」（以下、指針値設定ガイドラインという。）を策定し、その後適時改定を行ってきた。

<指針値設定ガイドラインの改定経緯>

第八次答申（平成 18 年（2006 年）11 月）一部改定

第十次答申（平成 26 年（2014 年）4 月）一部改定及び別紙の付属資料 1～4 新設

第十二次答申（令和 2 年（2020 年）8 月）一部改定及び別紙の付属資料 5 新設

第十二次答申で改定した現行のガイドラインには、物質群を対象とした指針値設定の考え方規定されていない¹ことから、今般、「複合曝露（Combined exposure of multiple chemicals）の影響を検討すべき物質群（類似化学物質群）に関する健康リスク評価のあり方」案を、付属資料 6 として新たに取りまとめた。

付属資料 6 の検討に際して、検討の対象とする類似化学物質群の一つが、多環芳香炭化水素（以下「PAH」という。）である。PAH は優先取組物質ではないが、大気中には、有害大気汚染物質のうち、優先取組物質の一つであるベンゾ[a]ピレン（以下「BaP」）と同様の有害作用を有し、BaP と同時に曝露される PAH が存在していることが知られている。こうした状況を考慮し、PAH 全体のリスクを低減するために、BaP を PAH の指標として、複数物質の曝露影響を踏まえた健康リスクを評価し、BaP の指針値を設定することを検討している。そのために、類似化学物質群に関する環境目標値を設定するための手法を付属資料 6 としてまとめ、ガイドラインに位置づけたい。

¹ 基本的に、指針値は 1 つの物質に対して 1 つの値を設定するものとされている。